

番号：150246

国名：エルサルバドル

担当：人間開発部保健第一グループ保健第一チーム

案件名：救急医療・災害対応能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年6月上旬から2015年7月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.73/M、合計 1.23M/M
- (3) 業務日数：

	準備期間	現地業務期間	整理期間
	5日	22日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：5月13日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」

(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	8点
②業務実施上のバックアップ体制等	2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	45点
②対象国又は同類似地域での業務経験	9点
③語学力	18点
④その他学位、資格等	18点
- (計100点)

類似業務	保健分野に係る各種評価調査
対象国／類似地域	エルサルバドル／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

エルサルバドルは、ハリケーン、地震、火山噴火等の自然災害が頻発しており、地理的・土壌的要因から風水害だけではなく、地震に対しても脆弱性が高く、多くの人的被害が発生している。1998年に中米を襲ったハリケーン・ミッチの際には死者844名、2001年に発生した2度の大地震では死者1,259名、被災者150万人を出している。これら以外にも小・中規模の自然災害による人的被害は頻繁に発生している状況である。

このため同国保健省は、これらの自然災害によって生じる人命被害に対応し、死傷者数を可能な限り削減することを目的として、災害医療体制の構築に取り組んでいるところであるが、有事の際の急激に増大する医療需要と医療供給の低下という環境下において迅速かつ適切な医療を行なうための基盤となるべき救急医療体制の整備が必要であると認識している。

このような現状を踏まえ、同国保健省が策定した「国家保健政策 2009－2014」では、救急医療体制の強化を優先課題の一つとして挙げており、それに向けた具体的な取り組みとして、同国保健省内に救急医療局を2012年に設置し、他ドナーからの資金支援および技術支援を活用しつつ、首都圏で「救急情報」、「救急搬送」、「救急診療」から成る救急医療システム（以下「SEM: Sistema de Emergencias Médicas」という）を、2013年10月に導入した。SEMの導入に伴い、その構成要素となる救急車の出動指示、および患者の受入調整を医療施設に行う救急医療システム調整センター（以下「CCSEM: Centro Coordinador de Llamadas del SEM」という）の設置を2013年12月に、救急車で患者の搬送を行う救急医療システム運用基地（以下「BOSEM: Bases Operativas del SEM」という）の設置を2014年4月に完了し、救急医療活動を本格的に開始している。

しかしSEMの運用にあたっては、多くの課題に直面している。救急搬送では、救急医療人材の技術水準が安定していないため、適切な処置が行われない事例があることや、行われた判断や処置を事後に検証する評価システム（メディカルコントロール）が確立されておらず、救急医療サービスの持続的な質の改善が課題となっている。また救急情報では、CCSEMが各医療機関の医療情報（診療科情報、空床状況）をタイムリーに把握できていないことに加え、保健省と救急医療を行うNPO等の他組織との連携・協調が円滑ではないため、効率的かつ効果的なSEMの運用が困難な状況となっている。

係る状況のもと、エルサルバドル政府より、首都圏における救急医療サービスの強化を目指し、救急医療提供人材の能力強化、救急医療サービス・ケアの事後検証を行う評価システム（メディカルコントロール）の確立、救急医療に関するコミュニティ

活動の促進を目的とした技術協力プロジェクト「救急医療・災害対応能力強化プロジェクト」の実施に係る協力の要請が我が国に提出された。

その結果を受け、我が国は2013年10月と2014年3月にそれぞれ救急医療分野の協力の可能性を検討するために調査団を派遣し、エルサルバドル側の関心がプレホスピタル・ケアに従事する保健人材への研修運営・管理に対する支援であることが明確となった。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る、計画枠組み、及び実施体制等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書(M/M)締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的として実施するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分把握の上、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2015年6月上旬）

- ①要請内容・背景を把握する（関連報告書等の資料、情報の収集・分析）。
- ②上記を踏まえ、担当分野に係る調査計画・方針（案）を検討する。
- ③PDM・PO（案）（英文・和文）及び事業事前評価表（案）（和文）を検討する。
- ④他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ⑤エルサルバドル側関係機関、他ドナー等に対する質問票（案）（和文）を作成する。
- ⑥調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間（2015年6月中旬～7月上旬）

- ①JICA エルサルバドル事務所等との打合せに参加する。
- ②エルサルバドル側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③本調査の趣旨・実施方法について、エルサルバドル側に説明を行う。
- ④事前に JICA エルサルバドル事務所を通じてエルサルバドル側関係機関に配布した質問票を回収・分析するとともに、以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - ア) エルサルバドルの開発計画における本プロジェクトの位置づけ
 - イ) 救急医療に関する開発動向とエルサルバドル側実施体制（組織・予算・人員等）
 - ウ) 他ドナー・機関による関連する援助動向
- ⑤調査団及びエルサルバドル側と協議の上、PDM（案）（和文、西文）、PO（案）（和文、西文）の作成を支援する。
- ⑥エルサルバドル側との協議で合意された内容に基づき、R/D（案）（英文・西文）の作成に協力する。

- ⑦評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成に協力する。⑧担当分野に係る現地調査結果を JICA エルサルバドル事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2015年7月中旬～7月下旬）

- ①事業事前評価表（案）（和文・英文）の作成に協力する。
②帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
③担当分野に係る調査報告書（案）（和文）を作成し、全体の取りまとめに協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（3）のすべてとする。

- （1）評価報告書（和文）
（2）担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
（3）評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2015年6月14日～2015年7月5日を予定していますが、多少出発が遅れる可能性があります。本業務従事者は、通訳と共に当機構の調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
イ) 協力企画（JICA）
ウ) 技術参与（JICA）
エ) 評価分析（コンサルタント）
オ) 通訳（日本語－西語）（JICA）

③便宜供与内容

当機構エルサルバドル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎： あり
- イ) 宿舎手配： あり
- ウ) 車両借上げ： 全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳傭上： なし（通訳は、日本から全期間同行します）
- オ) 現地日程のアレンジ： 現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ
- カ) 執務スペースの提供： なし

(2) 参考資料

本業務に関する関連文書を、当機構人間開発部保健第一グループ保健第一チーム（TEL:03-5226-8317）にて閲覧可能とします。

① 要請書

(3) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上